

犬、猫、フェレットの持込みについて（2004年10月01日以降）

1) ドイツ連邦共和国に犬、猫、フェレット（以下「ペット」と記載）を持ち込む際には、EU 統一書式に従い、獣医が記入した**検疫証明書**が必要です。この検疫証明書には国際的な有効単位（WHO 規格）の効力を有する**狂犬病の予防接種**がなされていることが記載されていなければなりません。さらに、ペットの**予防接種証明書**も携行しなければなりません。

2) 証明書記載のペットと該当のペットが同一であることを確認できるようにするため、2004年10月01日以降、ペットの皮下に**マイクロチップ**を埋め込むことが**義務づけられました**。このマイクロチップはヨーロッパの規格（ISO-11784またはISO-11785の付表）に対応したものでなければなりません。規格に合わないマイクロチップを埋め込んだ場合は、空港で読み取ることが出来ないため、その読み取り機も持参しなければなりません。

2012年07月02日までの移行措置として、マイクロチップの代わりに、個体がはっきり識別できる入れ墨も認められています。

3) 狂犬病の予防接種の証明書がないペット、もしくはマイクロチップを提示することができないペットは、管轄官庁によりもと来た国へ送致されるか、健康検査が終わるまで検疫所に預けられます（費用は飼い主負担）。非常手段として、飼い主の費用負担なしに殺処分されることもあります。

この規定に従って入国できるのは最高5匹までです。5匹を越える場合、商業的な持込みの規則が適用されます。

また、第三国を経由してドイツに入国する際（トランジットを除く）には、別の規則が適用されます。